

岐阜事務所における検査機器の判定値設定誤りについて

自動車技術総合機構 岐阜事務所に設置されている前照灯試験機1台において、本年7月8日の午前9時から12時までの間、判定値の設定の一部に誤りがあり、すれ違い用前照灯の光度が本来の判定値に満たない車両についても適合と判定する設定となっていたことが判明いたしました。本事案について、本日、国土交通省に報告書を提出いたしました。

この間に当該試験機にて審査した車両62台について、すれ違い用前照灯の光度が基準を満たさない状態で基準適合として判定したおそれがあります。

これらの車両については、大変恐縮でございますが、基準適合性の確認検査^{*}を実施いたしますので、受検にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

受検者や整備事業者を始め多くの関係者の皆様方にご迷惑をおかけしていることをお詫び申し上げますとともに、今後、再発防止に向けて全力を尽くして参ります。

※確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

1. 概要

すれ違い用前照灯については、光度が測定点^{*}において6,400cd以上であることと規定されています。

しかし、岐阜事務所の第3コースの前照灯試験機において、本年7月8日の午前9時から12時までの間、光度の判定値が誤って3,300cdで設定されていたため、その間基準を満たさない車両についても適合と判定してしまう状態となっていました。

この結果、当該コースにて審査した62台に対してすれ違い用前照灯の光度が基準を満たさない状態で基準適合として判定した可能性があります。

※ 測定点とは、前方10mにおいて照明部中心より下方110mm（照明部中心の高さが1mを超える場合は160mm）、左方230mmの位置をいいます。

2. 確認検査の実施について

上記事由により基準不適合車を適合と判定したおそれのある車両の使用者の皆様宛に、確認検査の受検に関する封書（ダイレクトメール）を発送いたします。ダイレクトメールがお手元に届きましたら、速やかに開封いただくとともに内容をよくご確認ください。

また、確認検査を円滑に受検できるように予約を受け付けますので、ダイレクトメールに記載されました確認検査の予約窓口まで電話をいただきますようお願いいたします。

なお、確認検査にあたっては、検査手数料は無料です。

3. 本事案が発生した原因及び機構職員による偽装について

機構職員が当該試験機の判定値の設定方法の確認を行った際に異なる判定値に変更した後、判定値を戻すことを失念していました。

なお、当該試験機は年式が古く、パスワード設定ができない仕様であったため、判定値の変更ができる状況にありました。

また、機構職員が、誤った判定値で検査を実施した事実はない様に偽装を行っていた

ことが確認されました。

4. 再発防止対策

- ① e ラーニングの活用等により、機構職員が早期に再発防止策を理解できるよう研修制度の強化を行います。
- ② パスワード設定ができない仕様の検査機器については、判定値を操作することのないよう制御卓に視覚的な警告表示を行います。
- ③ 同検査機器について、事務所、地方検査部及び本部が連携し、複層的なチェック体制の強化を行います。

5. 関係者の処分について

本事案に関与した職員については、当機構の懲戒規程に基づき厳正に対処いたします。

問い合わせ先 〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町4-4-1 住友生命四谷ビル 自動車機構本部 企画部企画課 電話 03-5363-3441 (代表) FAX 03-5363-3347
--